

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2003-199174(P2003-199174A)

【公開日】平成15年7月11日(2003.7.11)

【出願番号】特願2002-315435(P2002-315435)

【国際特許分類】

H 04 Q	7/38	(2006.01)
H 04 L	1/00	(2006.01)

【F I】

H 04 B	7/26	1 0 9 M
H 04 L	1/00	E
H 04 B	7/26	1 0 9 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月24日(2007.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

進行中の通信セッション中に、デジタル移動通信ネットワークのトラヒック状態を検出する検出手段と、

検出手段により検出されたトラヒック状態基づいて、進行中の通信セッション中に、第一のインターリーブ長もしくは第二のインターリーブ長を選択する選択手段を含み、

選択手段が、デジタル移動通信ネットワークを介した通信手段に結合され、通信手段が選択手段により選択された第一または第二のインターリーブ長に従ってデータパケットをインターリープする手段を有する、デジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項2】

それぞれ第一および第二のインターリーブ長パラメータを有する第一および第二のパラメータ組を格納する手段を備えた移動電話と通信するよう構成された、請求項1に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項3】

選択手段により選択された第一のインターリーブ長または第二のインターリーブ長を示す制御情報を発生する手段をさらに有し、制御情報は通信手段を介して移動電話へ送信される、請求項2に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項4】

第一のインターリーブ長が10msもしくは20msに等しく、第二のインターリーブ長が40msもしくは80msに等しく、第一のインターリーブ長は、デジタル移動通信ネットワークが輻輳していないトラヒック状態の場合に選択手段によって選択され、第二のインターリーブ長は、デジタル移動通信ネットワークが輻輳しているトラヒック状態の場合に選択手段によって選択される、請求項1に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項5】

ネットワークトラヒックを示す情報を受信する受信手段と、

受信手段により受信した情報に基づいて、進行中の通信セッション中に、デジタル移動通信ネットワークのトラヒック状態を検出する検出手段と、

検出手段により検出されたトラヒック状態に基づいて、進行中の通信セッション中に、インターリーブ長を選択する選択手段と、

インターリーブ長の選択をエンドユーザ通信デバイスに指示する手段とを含む、デジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項 6】

選択手段は、デジタル移動通信ネットワークが輻輳していないトラヒック状態の場合には第一のインターリーブ長を選択し、ネットワークがデジタル移動通信ネットワークが輻輳しているトラヒック状態の場合であるときは第二のインターリーブ長を選択し、第二のインターリーブ長が第一のインターリーブ長よりも実質的に長い、請求項 5 に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項 7】

前記指示手段が、進行中のエンドユーザ通信デバイスの通信セッション中に前記インターリーブ長の選択の変更を知らせるよう構成された、請求項 5 に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項 8】

前記構成要素が UTRAN 構成要素である、請求項 5 に記載のデジタル移動通信ネットワーク構成要素。

【請求項 9】

進行中の通信セッション中に、デジタル移動通信ネットワークのネットワークトラヒックを監視し、

進行中の通信セッション中に、ネットワークトラヒックに依存してインターリーブ長を選択し、

エンドユーザ通信デバイスに選択されたインターリーブ長を指示する、デジタル移動通信ネットワークを介して通信する方法。

【請求項 10】

デジタル移動通信ネットワーク構成要素から、制御信号を受信する受信手段を有し、制御信号は、進行中の通信セッション中にデジタル通信ネットワークの検出されたトラヒック状態に基づいて進行中の通信セッション中にデジタル移動通信ネットワーク構成要素により選択された第一のインターリーブ長または第二のインターリーブ長を示し、

第一または第二のインターリーブ長に従ってデータパケットをインターリーブするインターリーブ手段を有する、エンドユーザ通信デバイス。

【請求項 11】

さらに、インターリーブ長の選択の変更をユーザに指示する手段を含む、請求項 10 に記載のエンドユーザ通信デバイス。

【請求項 12】

さらに、それぞれ第一および第二のインターリーブ長パラメータを有する第一および第二のパラメータ組を格納する手段を備えた、請求項 10 に記載のエンドユーザ通信デバイス。

【請求項 13】

第一のインターリーブ長が 10 ms もしくは 20 ms に等しく、第二のインターリーブ長が 40 ms もしくは 80 ms に等しく、第一のインターリーブ長は、デジタル移動通信ネットワークが輻輳していないトラヒック状態の場合にデジタル移動通信ネットワーク構成要素によって選択され、第二のインターリーブ長は、デジタル移動通信ネットワークが輻輳しているトラヒック状態の場合にデジタル移動通信ネットワーク構成要素によって選択される、請求項 12 に記載のエンドユーザ通信デバイス。

【請求項 14】

インターリーブ長の選択は、ネットワークが輻輳したトラヒック状態でない場合には第一のインターリーブ長を選択し、ネットワークが輻輳している場合には第二のインターリーブ長を選択することを含み、第二のインターリーブ長は第一のインターリーブ長よりも実質的に長い、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 15】

インターリープ長を指示することには、進行中のエンドユーザ通信デバイスの通信セッション中に、インターリープ長の選択の変更を知らせることを含む、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 16】

さらに、選択され指示されたインターリープ長に基づいてエンドユーザ通信デバイスにより送信されたデータパケットをインターリープすることを含む、請求項 9 に記載の方法

。――